

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	ウィリアム・A・ロブソン教授編『國有產業の諸問題』(英國)の概要
Sub Title	Problems of nationalized industry, edited by William A. Robson
Author	中村, 恵(Nakamura, Kei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.9 (1953. 9) ,p.53- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530915-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ウェイリアム・A・ロブソン教授編

『國有產業の諸問題』(英國) の概要

Problems of Nationalized Industry

edited by William A. Robson;

George Allen & Unwin Ltd., London 1952, pp. 383

資料

中村 恵

- 目次
- 一、はじめ
 - 二、本著書全體の構成
 - 三、國有化諸產業の共通點と名稱
 - 四、公社の組織問題
 - 五、公社活動の中権
 - 六、公社運営の諸問題
 - 七、國有産業における労働者の問題
 - 八、經濟面の諸問題
 - 九、國有産業の弱點
 - 十、あとがき

一、はじめ

國民經濟生活の安定を標榜する労働黨が保守黨を抑えて壓倒的勝利をおさめた。いじに社會主義政黨としての労働黨は、ジマーク・ケアー・ハーディ James Keir Hardie が獨立労働黨を組織して社會主義政黨としてからおよそ五十年、この時始めてイギリスは自由主義體制から社會主義體制へ歩み出す確乎たる基盤を議會の中に立てるに至つたのである。

それは労働黨としては第三回目の政權獲得であった。しかしいよいよ注意せねばならないことは、労働黨の考え方によれば、やがて一九二三年と一九二九年の一回の政權獲得は國民の意思によるものでなく、國王の意願によつたものであるとしている點である。つまりそれは何れの政黨も議會で絶對多數を占め得なかつた場合の組閣であつたが故に、労働黨本来の政策を遂行する上において甚だ消極的であつたのである。實にイギリスは再び戰争において勝利をおさめ、

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

『國有產業の諸問題』(英國)の概要

十四 (六八一)

労働黨は社會主義政策をかかげて保守黨を野に下したのであるが、イギリスが當面した事態は極めて困難であつた。アトリー首相は、一九四五年九月十二日の演説で、當面の事態を次のように告白してゐる。——われわれは一つの戦争における勝利を祝つてゐる間に、もう一つの戦争乃至は運動の中に突入しつゝある。……それは貧困、缺乏、不安定を放逐し、わが國を尊敬すべき男女同胞にやさしい國とするための戦である。しかしに第一の戦に勝利を收めしめた戦争努力自體が、第二の戦争の目的を達成するための困難ある問題を作り上げたのである。と。

英國は戦争によつて文字通り國富の大半を喪失したといわれる。そして戦争から平和へ、資本主義から社會主義への二重の大轉換を遂行するに當つて如何にして國民經濟の安定を保持し、如何にしてそれを向上せしめたらよゝであろうか。

労働黨政府が、これらの諸困難を克服せんとした最も顯著なる政策は、重要產業國有化の實現を計つたことであつた。こゝにその概要を紹介せんとする『國有產業の諸問題』の編者W・A・ロブソン教授は、第一編第一章の最初に「イギリスは現在、一個の實驗を遂行している。經濟改革並びに社會的且つ肉體的な再建は、その實驗の結果の如何に成敗をかけてゐるのである。その實驗とは種々の主要產業並びに社會的事業の國有化である。……」と記してゐる。そして一九四五—〇年の約五年の間に次のように多くの重要な國有化立法が制定されたのである。——

森林法 The Forestry Act, 1945
英蘭銀行法 The Bank of England Act, 1946

石炭業國有化法 The Coal Industry Nationalization Act, 1946

民間航空法 The Civil Aviation Act, 1946
新都市法 The New Towns Act, 1946

運輸法 The Transport Act, 1947

電力法 The Electricity Act, 1947

都市及び田園計画法 The Town and Country Planning Act, 1947

綿花中央購買法 The Cotton (Centralized Buying) Act, 1947

ガス法 The Gas Act, 1948

海外資源開發法 The Overseas Resources Development Act, 1948

鐵鋼法 The Iron and Steel Act, 1949

これらの國有化法の制定によつて、イギリスの國民經濟活動の110%を占むると稱される分野にいわゆる國有化 Nationalization の措置を、或いは新たに講じ、或いは舊來その傾向にあつたものを更に前進させたのであつた。労働黨政權の末期にあつては、國有化のこれまで以上に推進に躊躇の氣運も認められないでもなかつたが、政策としては一層廣い分野の國有化が提唱されており、労働黨の政策としてはしまなお變らないのである。もちろん產業の國有化は社會保障制度とともにイギリス労働黨の長年の政綱を實施したものであつて、周到な準備と検討の上に實行されたものに相違ないが、ソ連におけるように獨裁政治の下で行われるものでない限り、多くの

重要産業の國有化は、イギリスの政治、經濟、社會制度との間に幾多の摩擦が生ずるものまた當然のことと見られる。最近では、國有化された産業の効率性に關する批判はなかなか手厳しいものがあり、保守黨政府は鐵鋼業において國有の解體に着手している。しかし國有化の功罪は單に効率性の一點のみで判断すべきものではない、有形無形の一切の効果を勘案して測定せらるべきものである。これは容易なことではないであろう。しかし、現在の段階においても、一九四五—五〇年の五年間の經驗を、一つの社會的實驗と考えて、そこから多くの示唆と教訓を學びることはできるに相違ない。本書の編者 W. A. ロブソン教授は、その序文の最後を次のようく結んでいる――

この本は一九五一年の總選舉によつて内閣の更迭が行われた時には、印刷に附するばかりであつた。この本においては、經濟の國有化方式に對して保守黨内閣が導入すると豫想せられる政策の轉換に關連して、改訂のための何等の努力を拂わなかつた。しかし本質的な問題は、内閣の政策方向の如何にかかわらず、依然として現存するし、しかもそれらの問題は、本書で試みられたよるな考慮を必ずや必要とするであろう。

註 (1) Problems of Nationalized Industry, Chapter I,

The Public Corporation in Britain, by W. A.
Robson, p. 15

(2) Ibid. Preface by the Editor. p. 9

II. 本著書全體の構成

『國有產業の諸問題』(英國)の概要

ウェィリアム・A・ロブソン教授の編纂にたるこの『國有産業の諸問題』は、國有化的實驗から様々の示唆を學びとろうとする學究的態度によつて貫かれている。問題が多方面にわたつてゐるので、多数の執筆者が動員されてゐる。編者ロブソン教授は自ら、概観的な序章 (Chapter I, The Public Corporation in Britain) と、第一編の『總括的結論』(Part Two, General Conclusions) —

この『結論』の部分は二七五頁から三六七頁に及び全卷の約四分の一の頁を占めている——を執筆しており、更に後に表記するように二つのテーマを擔當しているが、全卷の「個々の問題について」は各執筆者の見解を統一せざる努力はなされていない⁽¹⁾のである。しかし編者ロブソンは「私は全卷を貫いている一種の統一の存する」と信ずる⁽²⁾と語つてゐる。

執筆者は編者を含めて十四人で、執筆者の知識、經驗、職業は種々の分野にわたつてゐる。これらを現職並びに經歷から分類すると、過去又は現在の國會議員が四人、閣僚であった者及び現に閣僚である者が二人、法律、政治又は經濟學教授が六人、國有産業の重要な地位の人々が三人、高級公務員が三人であり、またそれらの中に金融、產業、司法における専門家的経験を経た人々を含んでゐる。である。(これは『序文』の日付一九五一年十一月現在と理解された)。なお、経験から見て職種を二重に數えているものがあるために執筆者總計と數字が一致していない——(紹介者註)

そしてこれら多方面の執筆者には、一個の統一を達み出すような共通した傾向が見られるのである。そのことを編者ロブソン教授は序文の中で次のように表明してゐる。

「いの本の中には、自己満足とか、或いは國有化をそれだけで偉大なる業績と考えるような傾向の存在しないことを、知識ある公平な讀者は承認することと私は考える。この大きな實驗の成敗はむしろ將來にあることと、即ち、その實驗の成果は、生起する諸問題を理解するわれわれの能力、それらの問題を解決するためのわれわれの想像力と發想力、並びに弱點と缺點とを敏活に探求せんとするわれわれの注意力如何によつて左右されるものである」と

が、共通に認められてゐる。かくて本書に流れてゐる基調は建設的批判ともいふべきものである。本書の殆どすべての執筆者は、友好的な批判者として、思想と行動の龐大な新分野に對する彼等の貢献に努めているものと考へられてよいであろう。」

われわれが英國について眞に聞きたいと思うのは、正にいのよへな建設的な批判者の言葉である。されば本書をじりに紹介したいと思う理由である。何故ならば、現在わが國において既に試みられ、或は試みられんとして、公共事業乃至は公益事業が生み出しつつある複雑な諸問題の理解と、その對策樹立のために、大いに参考となりうるからである。問題解決への道は、資本主義か社會主義かというよくな原理原則の問題ではなく、いわゆる混合經濟 dual economy の具體的解明こそ重要である。

編著者ノーヴン教授が行政學を專攻する人であつたからか、本書の問題の追求方式は甚だ實際的に進むべれども、政治上の議論に失せず、また一方經濟面の問題のみに限られることがなく、多くの點において現實問題についての行政技術の問題を取り上げ、國有產業の發展にプラスしようとする行き方は、正に「建設的」⁽⁴⁾と稱

するにふさわしいものがある。本文約三百六十頁にわたる相當の大篇のためその全編の紹介は甚だ困難であるので、以下に於て、最も興味あると認われる若干の問題點を摘要紹介した」と説うが、最初に先ず各體の構成を毎次によつて一見するに付す。

Preface by the Editor

Part one.

I. The Public Corporation in Britain, by William A. Robson.

(第一章 國有產業における公社)

II. Compensation in Nationalized Industries, by Professor Gilbert Walker and R. H. B. Condie.

(第二章 國有產業における賃金)

III. The Organization of Nationalized Industries and Services, by Austen Albu, M. P.

(第三章 國有產業並びに國有事業の組織)

IV. The Governing Board of the Public Corporation, by William A. Robson.

(第四章 公社の管理委員會)

V. Ministerial Control and Parliamentary Responsibility of Nationalized Industries, by Ernest Davies, M. P.

(第五章 國有產業の監督の政府の監督と議會の監督)

VI. Labour and Staff Problems under Nationalization, by Professor G. D. H. Cole.

- (第六章 國有化の新舊者及び職員の問題)
- VII. Joint Consultation in Nationalized Industry, by A. M. F. Palmer.
- (第七章 國有企業の効率と新便益回復論)
- VIII. The Consumer's Interest, by Frank Milligan.
- (第八章 消費者の立場)
- IX. Public Relations in the Nationalized Industries, by Leslie Hardern.
- (第九章 國有企業の公衆的影響とその対応策)
- X. The Price Policy of Public Corporations, by Professor W. Arthur Lewis.
- (第十章 公社の價格政策)
- XI. Efficiency under Nationalization and Its Measurement, by Professor Sargent Florence and Professor Gilbert Walker.
- (第十一章 國有化の効率経営と測定法)
- XII. Scientific Research and Nationalized Industry, by Edmund Dews.
- (第十二章 研究開発と國有企業)
- XIII. The Crux of Nationalization, by the Rt. Hon. Sir Arthur Salter, M. P.
- (第十三章 國有化の問題點)
- XIV. Nationalized Industries in Britain and France, by William A. Robson.
- (第十章 英法の國有企業)
- Part Two*
- XV. General Conclusions, by William A. Robson.
- (第十四章 総括結論)
- (1) The Public Corporation To-day (今日の公社)
- (2) The Background of Nationalization (國有化の背景)
- (3) The Motives for Nationalization (國有化の動機)
- (4) The Basis of Compensation (報償の基準)
- (5) Problems of Organization (組織の諸問題)
- (6) Competition and Monopoly (競争と獨占)
- (7) Increased Government Control (政府監督の強化)
- (8) Parliamentary Responsibility (議會の責任と責任)
- (9) "Measurement and Publicity" (測定と公報)
- (10) The Governing Board (監事會)
- (11) The Consumers' Councils (消費者諮詢委員會)
- (12) The Rôle of Administrative Tribunals (行政審判庭の任務)
- (13) Profits and Prices (収益と價格)
- (14) Industrial Relations (企業との關係)
- (15) A Public Service in the Making (公共服務の構築)
- (16) Joint Consultation (効率化協議會)
- (17) From Nationalization to Socialization (國有化から社會化へ)
- (18) Local Government (地方監理)
- (19) The Future of Nationalization (國有化的未來)

『國有產業の諸問題』(英國)の概要

五八 (六八六)

- (20) Incentives (報酬)
(21) Alternative Forms of Public Enterprise
　　(公企全業の代替形式)

- (22) Scientific Research and Development
　　(科學的調査と開発)

- (23) Conclusion (総論)

- Select Bibliography

- Index of Names

- Index of Subjects

■ (1) Ibid. Preface by the Editor p. 7
(2) " " p. 7
(3) " " p. 8

(4) ローハン教授は、London School of Economics and Political Science (University of London) の行政學教諭である、(行政學關係その他多數の著書(例へば、The Relation of Wealth to Welfare, The Law of Local Government Audit, Justice and Administrative Law, Civilization and the Growth of Law, The British System of Government その他)がある、そのほか、Public Enterprise の他を編纂している。この二点は、Public Enterprise など紹介する Problems of Nationalized Industry の先驅的なものである。

本書の編集方針は、各産業を別個に探上げるのではなく、共通した問題を見出そうとする態度をとっている。即ち「國有化された産業部門の各方面に關連する若干の重要な問題の存在が明かになつた。個々の産業に發生している個々の問題よりも、共通的な問題を論ずることが現在の段階に「層緊要であらう」としている。これは正しい方法であることに間違いはないのである。しかし、現實においては、各産業に特有の事情と歴史があるのであるから、一口に國有化とはいつてもその態容・形式・範囲・程度等において種々様々であることを、あらかじめ讀者は頭に入れておくべきである。本書全體を通じて、最も多く論議の對象となり、實例としてしばしば引用されているのは、運輸・石炭・ガス・電力・鐵鋼・民間航空等の各産業であるが、或る問題についてのこれ等産業の共通性よりも、時たま寧ろ特殊性の方が問題視されているとの印象を與えられる場合がないでないものである。國有化的形式を統一するといふことは、必ずしも理想とするものではないであろうが、従つた特殊性、多様性を次第に吸收、消化して行くことの一大きな課題となるべきものであろう。ところがローハン教授はこの問題については殆んど探求の筆をすすめていない。點のへば、「實驗」An experiment の初期の段階として、そつした探求は餘りに早きに失すると考えたからであらうと想像される。

ただ一つの點において、國有化された各種の産業は共通したのを持つてゐる。それはいわゆる Public Corporation の形式をとつてゐるに違ひある。この言葉の翻訳としては、最近のわが國の用語例に從つて「公社」と譯するのが最も適當と考えられる。政府の所

有ではあるが、經營上では獨立し、しかもまた資本主義的な利潤を認められない、いふるのやうである。この意味からみて Nationalization は國體と解するのも誤りである。經營の任に當る人は公務員 Civil Service である。といふが、それが公社であつても、必ずかん難だ「ムーブメント」、オーナリティ等種々であつ、従つてその性格と機能においても若干の相違がある。以下にそれらの名稱を列記し、複数と考へられる試験を附しておへりとした。

National Coal Board (國有炭礦)

British Transport Commission (英國運輸委員會)

British Electricity Authority (英國電力廳)

Gas Council (ガス評議會)

Iron and Steel Corporation (鐵鋼公社)

Raw Cotton Commission (原棉委員會)

British Overseas Airways Corporation (英國海外航空公社)

British European Airways (英歐航空公社)

Colonial Development Corporation (植民地開發公社)

Overseas Food Corporation (海外食糧公社)

Cables and Wireless (有線無線通信公社)

Bank of England (英國銀行)

British Broadcasting Corporation (英國放送公社)

以上記した中の中で、運輸委員會には不記の大つのかなつ獨立性を保つた團がある。即ち、Docks and Inland Waterways Executive (ドック及び内水路團)、Hotels Executive (ホ

テル團)、London Transport Executive (ロンドン運輸局)、Railway Executive (鐵道團)、Road Haulage Executive (道路運輸局)、Road Passenger Executive (道路客運團) の六團である。

また電力は Area Electricity Board (地域電力委員會)、ガスには Area Gas Board (地域ガス委員會) が各地にあるが、やはり獨立性を持つてゐる。運輸・電力・ガス等のように、その事業自體が龐大である場合には専門化乃至地方化が必要とされた結果である。

四、公社の組織問題

上述の項目を一見するといふと、讀者は本書が多岐多様の問題をとり上げていることを明かにわれたことであろう。しかしながら中心的テーマとなつてゐるのは何であろうか。一言で蓋えれば、公社は如何にあらぐあら、そしてそれは如何に運営せらるべきか、の二點に要約することができる。そこで、本紹介は「公社の組織問題」「公社活動の中権」「公社の運営問題」「労働者の問題」「經濟面の問題」「國有產業の問題」等に區分して説明を進める考え方である。

英國における Public Corporation の歴史は、今日に始まつたのではない。しかし、それが戰後に於いて、英國労働黨の社會主義政策の一手段として、更に制定された「公社」の形で採用されたことは重視されなければならない。國有化政策の導因は「」ことである。一、二の章では労働黨との關係に觸れてゐるので

ービスの向上、従業員の待遇改善に向けられるであら。

第三の原則は、職員、従業員が公務員 Civil Service ではないことである。従つて報酬、勤務條件その他について「大藏省の監督」 Treasury control が行われない。もつとも政府は全然無干渉ではない。一般的な指示を與えることにある。

第四の原則は、公社經理の獨立である。特定の面について大藏省の監督はあるが、一般國家財政とは關係がない。もつとも資本増加の場合には「公共資本」Public funds から出資されるのが普通であり、或る場合には毎年政府からの補助金 subventions が與えられている。

ロブソン教授は以上の如く解説し、最後にハーバート・モリソン氏の言葉を引用している。

「公社は最初から萬人によつて公共的な企業と見なされ、且つ彼らのそのように考へるといふことが肝要である。その第一の任務は、公共の利益のために課せられた任務を適當に果すべき」とである。⁽²⁾……」

右のような目的を達するためには、國有企業は如何なる形態をとるべきかは、第三章で採上げられている。社會化の形態については、「ロンドン旅客輸送法案」the London Passenger Transport Bill が問題を提供したのであり、「一九四五年の勞働黨の政策は大部分は一九三〇年代の初期に形作られた」⁽³⁾のである。黨内部においても、その形態、その中の勞働者の地位、政府並びに議會に對する關係について意見の對立があつた。ギルド社會主義やサンジ

カリズム流の徹底した労働者支配を強く主張する者もあつたが、結局、一九四四年にTUC（労働組合總議會）が發表した報告書は、労働者の直接的参加の要求の放棄を明かにしてゐる。即ち、「公社の管理委員會 the boards of public corporations に労働者の代表が直接参加する」ことは、獨立した批判力と、労働組合の主要任務である労働條件擁護の力を弱める」

ところの見解が表明されたのである。

いわゆる経過は、極めて簡単にしか本書において説明されていない。恐らく本書の目的には直接關係がないからであろう。ただ労働黨もTUCも、國有企業の最高管理部以下の經營の構造については、餘り討議していないようを見える點を筆者は指摘してゐる。この問題は企業単位の大きさと、中央化と地方化との比重は如何にあるべきかである。そしてこの問題には原理よりも實際を重んぜねばならないであろう。そこで各種公社についての検討が行われていてが、これについての詳細の説明は餘りに煩雑であるから、以下には省略しておきたい。

結論をいえば、「同じ機能の組織を比較したり、組織の圖表を作りたりする」とよふ「紙の上の比較」は出來ても、産業の實際の活動じつじつ教えることは少ないのである。經營の地方分散化 decentralization of management と政策の中央集中化 central control of policy との均衡の成功は、結果これに携わる人々の調和 harmonious relations である。これが「われども、われども、經營は第一歩」「總括的結論」の章で次のよう述べてゐる。

〔國有產業の諸問題〕（英國）の概要

「種々の型の公社組織に判定を下すのは未だ早やするものであらうが、そのためのIIIの前提を示すには出來る。第一に、作業單位 operating unit の上に、大それとも小それとも式を定める」とは、公共企業における私企業の場合と同じく重要だといふべきである。第三に、國有化産業において最良の單位 optimum unit を決定するには、民間企業が行われてゐる經理上の判断基準 financial criteria による、或いはこれを補充する統計的基準 statistical yardsticks を發達させねばならぬ。……第三に、地方化された組織は、技術的、人事的、營業的、經理的實驗 technical, administrative, commercial, and financial experimentation の機會を増加し、これは實質的な利益を齎すものである。⁽¹⁾

(1) (→) Ibid. Chapter I, The Public Corporation in

Britain, by William A. Robson, pp. 27—32

(2) Rt. Hon. Herbert Morrison: Socialization and

Transport, 1933; p. 149

(3) Ibid. Chapter III, The Organization of Nationalized Industries and Service, p. 73

(4) " " " p. 75

(5) Ibid. Chapter I, The Public Corporation in Britain, by William A. Robson, p. 90

(6) Ibid. Chapter XV, General conclusions, by William A. Robson, p. 297

Ⅳ、公社規範の母體

公社活動の中権をなすものは管理委員會 Governing Board であり、これはロブソン教授の筆になる第四章『公社の管理委員會』において詳細な検討が行われている。そしてまた、「國有化の成功と失敗は、他の何れの單純な要素よりも、」これを指導する管理委員會の質によつて左右されるのである。委員會は株主代表者からなる民間會社の重役會とは異なるもので、消費者、被雇傭者、政府並びに全國民に對する廣い責任を負うものである。また一方、公益事業を經營する地方自治體の機關とも異るのである。といふのは、地方政府は選舉民に責任を負うものであり、且つ政治的及び黨派的な顧慮に支配されるからである。各公社の管理委員會は、その成文化された規定によつて、その員數、その任期、その資格等種々異なつてゐるが、その委員のすべては所管大臣によつて任命されることとなつてゐる。

先ず員數の點から見ると、英國銀行理事會 The court of the Bank of England は總裁 governor、副總裁 deputy governor 各一名及び理事十六名と定めている。しかしそ他の總ての公社では、委員の員數の最高と最低を定め、その員數の間で所管大臣が定めることがとなつてゐる。そしてこの最高と最低の員數には固定的な原則が與えられていない。例えば、二つの航空公社では會長を含めて五人以上十一人以下、運輸委員會では會長の他に四人乃至八人、海外食糧公社及び殖民地開發公社では會長の他に四人乃至十人、というように種々異なつてゐるのである。

上記のように、「管理委員會の員數に伸縮性のあることは、一つの利點が認められる」のである。何故かならば、後に至つて特殊の才

能經驗を持つ人を加えたいと希望する場合があり、また所管大臣と委員會との關係に含みを持たせることも出来るからである。そしてロブソン教授は、從來の英國の實情に照して、次のような見解を表明している。

「概して委員會の大きさは妥當である。多くの場合、最高と最低との中間の員數が任命され、小さな纏まりの良いチームをなしてゐるのである。」⁽³⁾

さて、委員會には如何なる人物を任命すべきであろうか。各公社の設立法に共通する方針は、當該產業分野に廣い経験を有する人を任命することである。かくの如く「大企業を運営するために最も才能あるを選ばんとする方針は疑いもなく正しい」⁽⁴⁾のである。この言葉は當然のこととを表明する言葉のようであるが、この方針は正しさはフランス國有產業の場合とこれを比較すると、一層その正しさが明確となる。蓋し、フランスでは國家、消費者、被雇傭者の三者の代表が委員會を構成しているのであるが、その成績ははなはだ香しくないのである。委員會を利害關係者の會合場所と考えるのは誤りなのである。この思考方式の中には、サンジカリズムやギルド社會主義の思想が殘つてゐる。同じような意味で、管理委員は社會主義者か又は労働黨の支持者でなければならぬと考えるのも、正しくないといわねばならない。政治上の立場を問う必要があるのでならば、公社を解消して政府の一局とする方がよい。英國の公務員制度は政治的立場の考慮を排除するのに努力して來たが、英國の行政の成功の一因はここにあつたのである。『善良な社會主義者を診察す

る醫師は、必ず國民健康保険 National Health Service の衷心からの支持者でなければならないのであらうか？ それにナンセンスというべきである。事實において國有化以前に成功を収めて來た地方政府のガス、電氣事業は、壓倒的に保守主義の參事會 councils によつて經營されて來たのであつた。

各所管大臣の任用振りは、完全に良好とはいえないやうである。

例えは、運輸委員會の一九四八年々報を見ると、運輸相 Minister of Transport はすべてのポストを國有化以前に同じような地位を占めていた人に任せねばならないと考へてゐるようであるが、これは疑問の多い假定である。いふした考へは、運輸委員會の各局が、「職能的に」 on a functional basis 組織されてゐることから生じたものであらう。これによつて反對の任用方針がとられたのは、二つの航空公社の委員會の場合であつた。

そしてロブソン教授は次のようない推測をしてゐる。

「恐らくは當分の間、委員會は次のような要素から構成されるであろう。(a)私有時代にその產業に経験のあつた人、(b)労働組合の常任役員であつた人、(c)公務員として優秀さを示した人、(d)經理又は金融方面の熟練者、(e)技術者又は科學者——更に時によつては退役軍人⁽⁶⁾。」

上記するこれらの範疇自體は正しいのであらう。しかし「我々の欲するものは人物 men であつて範疇 categories ではない」のである。現在當面している問題は、過渡期に在るが故に當面する問題が多い。それは總て私有時代の業績に基盤をおかねばならぬからである。將來においては、國有產業内部で人材の養成をはからねばなら

ないのだ。これには「同族結婚」 inbreeding の危険を伴つがむであるが、これは各種産業の間の交流によつてその危険を回避する事が可能となる。現在國有産業の間では、相互に人員を取りあわないと、いふ「紳士協定」 gentlemen's understandings があつて聞くが、これは國家利益を擁護するための制限的慣習 restrictive practices である。

管理委員會に關して、それは各部局の責任者からなる「職能的委員會」 functional board を本旨とするが、或いは、公社の政策全體を考へる「政策委員會」 policy board たるべきかについて、これまで多くの議論がたゞかねられて來た。これについて、ロブソン教授は次のように結論を與えている。

「現在までの經驗では、政策委員會が職能的委員會より優るよう見える。しかし、政策委員會にもその産業についての熟達した知識ある委員の加わることは利益である。記憶すべき重要なことは、管理委員會は各部局の責任者の集合體ではなく、あらゆる政策の問題について集合的判断を下す、密接にまとまつたチーム a closely-knit team でなければならぬことである。政策は個々の部分の總計ではない、といふことは、從來まさしく留意せられた來たところである。」

委員の報酬と任期に關する議論は省略するが、大いに問題とされたのは大臣による罷免權の問題である。海外食糧公社が南京豆の買付から損失を蒙つた際、その責任者として二人の委員をストラッチー食糧相 Mr. Strachey as Minister of Food が罷免しようとしたが、その一人たるウータクワーリー Mr. Wakefield が、

委員會は全體として責任を負うべきものだとの理由でこれを拒否した。一九五〇年の經選舉の後、モーリス・ウェーバー氏 Mr. Maurice Webb が食糧相となり圓滿辭職となつたが、このように危險の伴いがちな事業について、委員の地位が不安定なのは「考を要する」とである。

これに關してロブソン教授は述べてゐる。「私の一般的結論をいえば、委員の地位の特權、特典、權威は擁護されねばならない。かくしてののみ公社の中権的地位に、才能と活動力ある人を求めることができる」と。わひにまた「良きにせよ惡しきにせよ、管理委員會が全組織の敏感な焦點をなしてゐるから、社會はこれに關心を拂わねばならぬ」と警告している」とは、大いに傾聽すべき點であろう。

るいとは前に一言したと/orであるが、これについては第五章『國有產業に關する政府の監督と議會に對する責任』において、エルネスト・デーヴィース下院議員が實際の經驗から得た興味ある觀察を行つてゐる。

彼は明確に問題點を表示してゐる。問題の中心は、公社の行政上の獨立性と經營上の責任を侵すことなく、國民の利益を守るために設けられた條項である。このための監督は明かに必要だが、行き過ぎれば公社の自律性を減じ、ひいては公社設立の基礎をなした原理そのものを破壊することとなる」と。

これに關する法制上の規定は各公社ほとんど同一であつて、それぞれ程度において、相違はあるが、情報 information の提供、大臣と協議 consultations やべきこと、認可 approval を受べべきこと、大臣の發する指令 directions、大臣の行うべき監督 control 等について規定してある。

- 註 (一) Ibid. Chapter IV, The Governing Board of the Public Corporation, by Willian A. Robson, p. 91
 (2) " " p. 93
 (3) " " p. 93
 (4) " " p. 94
 (5) " " p. 95
 (6) " " p. 96
 (7) " " p. 103
 (8)(9) " pp. 107-108

六、公社運営の諸問題

公社の性格を決定する一要素が政府並びに議會に對する關係であ

る。所管大臣と公社との關係が問題である。大臣が指令を發する以前に兩者の間に協議が行われるのであるから、多くの場合指令を發す必要はなくなつてゐる。協議によつて大臣は委員會に影響を與へるのであるが、しかしそれが如何に行われてゐるのかは全然秘密にかれているのである。例えば、燃料動力相 Minister of Fuel and Power が石炭、電力、ガスの各產業と密接頻繁な協議を行つ

てゐるのは公然の事實であるが、それは密室で行われ、その結果は公社の活動に現われるにしても、それ以上のことは知りがたいのである。このことは何を意味するかといへば、大臣がその行動について議會で答辯する必要を免がれることである。即ち「大臣は公社に對する指令權 *directional powers* (^(a)) を行使せず、協議の方法に賴ることにより、責任を回避している」と、第五章の筆者デーヴィー・ス氏は國會議員らしい不満を表明している。

大臣は公社の活動全般について議會に責任を持つもので、委員會に指令を發した限度に限られるべきでないと議會が意圖したことは疑いの餘地が殆どないのである。これは各國有產業に共通する規定であるが、例えば、「一九四六年公布の石炭法 *the Coal Act*」は、「大臣が國民的利益に關すると考えた事項については、委員會の職務の遂行につき、委員會と協議の上、大臣は一般的性格の指令をこれに與え、委員會はこれに従う」べきことを定めている。この「國民的利益に關す」 *to affect the national interest* という字句の解釋が問題である。これを廣義に解釋すれば公社の總ゆる活動に干渉することができる。しかし、一般にこのような解釋は行われず、大臣は日常的業務に關與すべきではなく、一般的な政策のみ監督すべきものと考えられている。これに對するそれぞれの所管大臣の解釋は一致していない。例えば 民間航空相 *Minister of Civil Aviation* はあたかも委員會の一員でもあるかのように行動しているが、これは航空公社が莫大な赤字を出し政府補助金 *subsidies* に頼つてゐることに關係がある。燃料動力相は石炭廳の場合についてはその背後について相當の力をふるつてゐるが、電力、ガスに

ついてはそれほどでないようである。また運輸相は運輸公社のことに大きな役割を果してゐるとは見えない。概して大臣達は、公社の獨立と責任を侵害しないようにするために、遠距離からの監督を行ふ好むようであるが、このような制限は恐らく行きすぎであつて、前述の言葉はもつと廣く解することが望ましいと考えられる。議會の公社に對する監督は、必ず所管大臣への質問によつて行われるが、大臣がなるべく答辯を回避しようとする傾向にあることは既に上記したところである。次にこれに關する討論であるが、これに向けられる機會と時間は決して十分でない。デーヴィース議員は本章を次のような言葉で結んでいる。

「明らかに公社に對する大臣の責任 *ministerial responsibility* と議會の監督 *parliamentary control* という困難な問題は解決されていない。しかしこのことから結論に飛躍して、新しい組織形態を考えるのは早計である。社會公衆への解明という目的を達するために、現在の法制の枠内でも改良しうる餘地が存するのである」(⁽³⁾)。

しかし、本書の編者ロブソン教授は別の立場から議會の活動に不満を表明している。「各公社の年次報告についての議會の討論は、概して人を失望させるものである。それは分析と比較と對照と批判と建設的提案を探求する無比の機會をなすものであつた。不幸にしてこれを國有化政策にたいする支持又は攻撃の陳腐な議論の蒸し返しに使う議員が餘りに多く、演説のあるものに國有化法案の第二讀會 *the second reading debate of a nationalizing Bill* の際にやややる方がよろわしいのであった」と語つてゐる。更に、國民

は抽象的議論の何れにも組じてこない、ただ現實の一歩向上を望むのみである、説いてこな。

^註 (→) Ibid. Ministerial Control and Parliamentary Responsibility of Nationalized Industries, by Ernest Davies, M. P., p. 109

(2) " " p. 111

(3) " " pp. 118-119

(4) Ibid. XV, General Conclusions, p. 318

七、國有產業における労働者の問題

國有產業における労働者及び職員の問題は、ホール教授の筆による第六章『國有下における労働者及び職員の問題』と、更に労使協議會委員であつたペルマー氏の執筆にかかる第七章『國有産業における労使合同協議會』との二つの章において取扱われている。ホール教授は先づ國有産業の指導部に労働者の代表が少いこと、それまで「資本家」と見なしていた人物が依然支配的地位にあることに對する労働者の不平を述べ、しかし新しい問題はもつと別の點にあることを指摘する。

國有化が労働者に及ぼした影響は産業によつて異なつてゐる。例えば鐵道業では、從來も四つの主要會社は緊密な連繫の下に運營されて來たから、労働者にとっても、或いはより上級の管理又は技術的地位の被雇傭者にとつても、直接受けた大きな變化はなかつた。これに反し、石炭業では、炭坑支配人 colliery manager の立場は大いに異つたものとなる。彼等は大抵強い個人主義者であつて、坑夫と

の關係は荒っぽい言葉と態度で維持されて來たといつてよいのである。彼等にとつて、遠く離れて會つたことのない「親分」“bosses”に報告を送つたり、「人事管理」“personnel management”の指令を受けたり、労働組合員と對等の立場で協議會に坐つたりする」とは、激しい變化を意味する。しかし、このよくな變化によつて、石炭業が特別の困難に陥つたわけではなかつた。そして石炭業は次第に新しい経験と知識が積まれて行くであろうし、今後の特別の訓練も有益であるうと、説いている。

労働賃銀にも問題がある。一九四五年以来國有化された産業は概して戰時中の經驗によつて、直接交渉不調の場合は仲裁に委ねるところを知つてゐるが、この點には問題は少いが、公社の管理委員會 national board は民間雇傭主の團體はどう賃銀協定 wage-bargaining の自由裁量權 absolute discretion を持たぬ點は注意せねばならない。委員會の背後には大藏省があり、政府の一般賃銀政策がある。また賃銀の差等について、民有時代には企業間の労働移動によつてこれを調節することができたが、所有者が一つになつてしまつた國有化の下では、職階性について一層厳密な規定がなされねばならぬ。

G. D. H. ホール教授はこれに續けて、採用 recruitment へ昇進 promotion の問題、管理的地位に昇進した組合員と組合との關係に觸れた後、次のように述べていることは注目されね。

「以上の問題には未だ明瞭な解決を與えられていない。しかし少くもこれだけは明かである。完全雇傭 full employment を維持しつゝ公有産業をうまく經營して行くためには、効率性の向上

higher efficiency という方向に労働者とその組合の協力が必要であり、經營者を資本家の搾取 "Capitalist" exploration を代表する敵對勢力⁽¹⁾ と見做す傳統的な傾向を克服せねばならない

。 ナール教授は自ら本章で明記しているのであるが、労働問題については國有産業の經驗は未だ豊富でない。従つてナール教授の本章における所論も論じ足りない憾みを感じているのであるが、多くの點で極めてサジェスティブである。

國有産業における労使關係について、期待をかけられている一つの焦點は、第七章で採り上げられている労使合同協議會 joint consultation であろう。かつてワーマール憲法下のドイツで行われた經濟協議會 Betriebsrat に類似するものであるが、ここに強く打たれている「產業司法」 industrial self-government の精神は英國労働組合運動の歴史と共に古くとしている。そして本章の筆者 A · M · F · パルマー氏は、この產業自治の精神と労働者との關係を、國有化産業の經濟的特質と關連せしめて次のようについて述べている。

「產業の諸分野が國有化され、固定利率 fixed interest と高率課稅 high taxation を負つた危險のない資本が登場するとともに、『利潤』 "profit" は經濟における重要な要素でなくなつて來た。全く現在では高率利潤 high profits の代りに高コスト high costs が労働組合にとって重要な意味を持つ。何故ならば、高率利潤は生活水準の向上に向かふべき生産物の大きな部

分を吸收してしまつからである。產業における効率の問題はもや經營面に限られた問題でなくなつた。まさにそれはすべての人々の利益となるものでなければならない。労働者は彼等の産業の政策と實務を論ずる権利があるばかりでなく、それを論ずべきことが緊要缺くべからざる要務なのである。⁽²⁾」

合同協議會は、賃銀、俸給、勞動條件乃至技術的又は經營上の決定につき、產業自治の精神を適用せねばならない。しかし、協議會において對立する「兩側」 sides を考えてはならない。その勢力を利用して相手側に何かを押し付けようとしてはならない。従つて、「合同協議會は、賃銀、俸給、勞動條件についての労使の協定を侵害してはならない。何故なら、それは労働組合の獨立性を損うからである。更にまた合同協議會は、法律によつて定められた分野は勿論のこと、純技術面の知識事情や判断事情に限られてゐる分野においても、經營上の責任を侵蝕してはならない。しかし、合同協議會が有効に活動せんがためには、經營上の責任の一部署讓 a part transference と労働組合の權限の若干の制限 some limitation が明かに必要である。⁽³⁾」

労働組合と合同協議會との關係において考へねばならない二つの問題點は、中央化 centralization と分散化 decentralization の問題である。元來労働組合にとっては中央化された交渉が進歩であり、國有化はその基礎を提供するが、協議會は必ずしもそうでない。協議會の成否は礦山、礦電所、工場等下部の職場における労働者の精神、感情、モラルに依存するから、本質的に地方的なものでなければならぬのである。遠く離れた中央ロンドンで決定された事

項を傳達するだけの機關であつてはならない。上からの考え方と計畫を下達すると同時に、地方からのそれを上通する『二重の通路』を“two-way traffic”でなければならぬ。しかし果して流通管としての役割を十分にはたしうるかどうかは今後の活動に俟たねばならないであらう。種々難多なまらぬ事務に忙殺されてしまふよううなことや、經營者側がこれを厄介視することなども、現實に豫想される困難である。

ペルマー氏は以上のようすに説述した後、氏は龐大な組織をもつ國有產業の一つである電力事業の中での個人的経験を基礎として一個の見解を吐露している。——經營者も労働組合も、協議會の發達により生れる新しい産業界の空氣に適合するように氣持を入れ替え、組織を適合させることが必要である。

的に採り上げている。
しかし第十一章は、効率性を企業の經理面について検討するのみであつて、現在最も國有産業經濟上の問題とされている労働の生産性には觸れていない。これは編者ロブソン教授自身が序文において認めているとおり、『一つの重大な脱落』 one serious omission from the book である。しかしこれは、あらゆる方面に問い合わせたにもかかわらず、國有産業における労働生産性についての批判となるべき一章をまとめるに十分な統計的資料その他が揃つていなかつたからである。

『國有産業における補償問題』を取り扱つたウォーカー教授並びにコンドィー氏の論文は本書中でも最も興味深い論攻の一例である。國有化に際して企業の補償の評価基準 methods of valuation は次の二つの何れかであった。——

- (1) 持續的純收入 net maintainable revenue
- (2) 取引所における株價 Stock Exchange quotations

そして、石炭業においては第一の基準が、その他の産業では第二の基準が採用された。實際には個々の場合に應じての基準に手加減が加えられたことは勿論である。

八、經濟面の諸問題

『國有産業の諸問題』の概要を記述するに當つて、この紹介の1文が如何に要約されたものであつたか、經濟的側面に觸れないことば、編者ロブソン教授の眞意を傳えないものとなつた。本書においては、第二章『補償の問題』、第十章『價格政策』、第十一章『効率性とその測定』等において、國有産業に關連する經濟問題を集約

- (a) 非上場株 securities not quoted on the Stock Exchange については政府保證のものば額面價格 nominal value と云つて、政府保證のないものは仲裁審判所 an arbitration tribunal の決定によつた。
- (b) 私有鐵道の車輛は、運輸法附屬の基準 a schedule attached to the Transport Act による型、年數、原價を

考慮して決定した。

(c) 道路運搬の車體は、代替コスト cost of replacement かの償却費を差引いた。

(d) 地方自治體 local authorities が經營していた電氣及びガス事業では、保有負債額 outstanding loan commitments を基準とし、地方自治體の運營する關連事業と國有事業との切斷から生ずる地方自治體の損失を附加した。

(e) ⁽²⁾ 英蘭銀行の場合には、株主のこれまでの収益の維持を基準とした。

なお、英蘭銀行については内部價値が大いに問題となつたが、「英蘭銀行の株主が内部留保資産の分配を受ける可能性は殆どなかつたのだから、補償に際してこれは無關係」 ⁽³⁾ とされた。

產業國有は私有財産の沒收であつてはならないのであつて、事實、労働黨政府もそう考えていました。問題は補償額が妥當であるかどうかであるが、原理的にいえば、「國有化される產業の所有者は、その財產について持つ期待と等しい額を希望するのは合理的である。」

しかし國有化という特殊の事態に關連して注意せねばならないのは「期待」 expectations の中には經營者の才能以外に、市場の將來の動向並びに政府の經濟政策も大いに關係を有するのである。運輸、公益企業は獨占事業であり、且つこれまでも政府の監督と規正を受けて來た。その方向は利潤の制限であつたから、株價は實際價值以下に低落しており、從つて前記二つの基準の何れでも、所有者にとりたてるほどの損害はなかつた。これに反して鐵道事業の場合では、政府の保護によつて、實質價値以上にその株價は高位を保持し

て來たのであつた。もし政府が保護を放棄して自由競争にまかせたとしたならば、鐵道事業は忽ち破産したに相違なかつたのである。⁽⁵⁾ 取引所の株價は、最も見易い賠償の基準となるものである。しかし、取引する者は株主全體の一小部分であることは、一考しておいて良いことである。また、國有によつて資產を賣却するばかりでなく、生業の道を失う人のあることも(例えは道路運輸業者の如く)考慮せられねばならない。

他方において、私有に代つて國有事業の株主となつた人は、確定した利子證券を持つ者であることに注意せねばならない。ところがこれを、國有企業の側から見れば、利潤の代りに利子負擔というコストを高めることとなる。もしその企業が缺損ならば、利子は國庫から負擔され、一般納稅者の負擔となる。缺損の場合にも、利子を支拂うべきか否かは一應問題である。また利益を生じた場合に、これを資本の償却に向けるべきか、或いは價格の引下げに向けるべきかも議論の分かれることである。そこで問題は國有事業における價格政策の登場となる。

第十章『公社の價格政策』において、W・アーサー・ルイス教授は、國有事業における價格基準として、

(1) 總べての資本負擔 capital charges を控除したのち、利潤も損失もあつてはならぬこと。

(1) 違つた種類のサービス間の相對的料金 relative costs は、コストの差に相應すべきこと。

の二つの原則を擧げてゐる。

利潤も損失もあつてはならぬとする理由の第一は、これはイン

フレーションまたはデフレーションを生ぜしめるからである。第一の理由はコストを償う原則によつて、その公社の過度の膨脹または過少の收縮 over-or under-expansion of public corporation を防ぎ得ることである。消費者が水を熱するに當つて、直接石炭によるか、ガス又は電氣によるかの選擇は、いれい[1]のものの價格の比較によるが、もしその中の一つが不當に廉價であれば、それに不當な需要が集中し、國民經濟から見ての石炭の理想的消費配分を妨げることとなる。⁽⁷⁾

この原則には例外を認めなければならない場合がある。第一に、資本が過大である over-capitalized 場合には、そこに生ずる損失が正當だとされる。例えば鐵道の買收價格が高過ぎた場合に、その證券利子を支拂うために高過ぎる料金率を定めたとすれば、他の運輸機關に比して鐵道を不利にするものである。逆に買上價格が低きに過ぎた場合には、これに對する利子負擔だけでは將來の償却費として不十分である。

第二の例外は、若干の公社では資本を償却するため、數年間にわたりて利潤を擧げねばならぬことになつてゐることである。これは恐らくのようにしてのみ國有化が實現するものと考慮せられたからであろうが、これは混亂と謬見の結果である。けだし公社が政府に支拂う金額と、政府が證券所有者に支拂う金額との間には論理的な關連はないのである。

第三には、產業界に變化が生じ、一つの企業の資金の使用價值が減じた場合には、損失もまた已むを得ないとそれでいる。例えば、鐵道の競爭相手としての乗合自動車が登場した場合の如きである。

が、決して自動車の活動を制限すべきではなく、鐵道企業の資産の帳簿價格を切り下げるべきである。(かつてある西部アフリカ殖民地において政府が私企業自動車のための道路建設に當つて、橋梁建設に際し甚だ険難なものを構築して商用自動車の交通を不可能としたが、これは明かに誤認である。)

ルイス教授は右にのべるよるような事情を更に六項にわたつてのべ、一般的にはやはり收支の均衡をはかるべきだとし「企業が利潤又は缺損を生じた際には、價格の調節を行ふべし」とを説いている。

註 (1) Ibid. Preface by the Editor, p. 6

(2) Ibid. Chapter II, Compensation in Nationalized Industries, by Gilbert Walker and R. H. B. Condrie, pp. 54—55

(3) " " " p. 56

(4) " " " p. 63

(5)(6)" " pp. 64—65

(7) Ibid. Chapter X, The Price Policy of Public Corporations, by W. Arthur Lewis, p. 182

(8) " " " p. 189

九、國有產業の弱點

ついで、全體として國有化の當面としている問題は何であるか。第十三章『國有產業の問題點』において、アーサー・ソルター卿が答えていた。卿によれば提起されている問題が二つある。

第一は、國民經濟のどの分野に國有化を進めるべきかである。「胡

かに或る産業は他の産業より國有化に適していると見られる。ガス、電氣のように、外國消費者の嗜好の變化に適應する必要がなく、且つ企業が概して同じ構造を持つ公益企業 public utilities は、明らかに最も國有に適する。國有的利害に判断を下しがたい中間的な場合も少くない。鐵鋼業のような産業は（公益企業と）全く異つた性質を持つものである。私のように、第一の種類の産業については適當な條件の下において國有に賛成であるが、第二の種類については國有の手を伸ばすことに反対する人も多いのである」と述べている。

第一の問題は、國有産業運営の最良の形態は何であるか、の問題である。ソルター卿は本章において、この第二の問題について主として検討を加えている。そしてこれについて考えねばならない問題として次の二つを挙げている。

「(第一) 利潤獲得又は破産の見透しを伴う私有企業における競争の刺戟 incentives of competition を何をもつて代えることが出来るのか？ (第二) 國的獨占 nationalized monopolies とどう變化した状態に、如何にして労使の團體交渉 collective bargaining を適合せしめることが出来るか？」 (第三) 過度の集中化に伴う本質的な傾向である官僚主義 bureaucracy に對して如何なる防止策が見出されるか？」 (括弧内の番号は紹介者)

國有化産業にたいする」のようなソルター卿の危惧は、ここで新しく提起せられた斬新な議論ではない。逆説的な表現を借りれば、これに對する最も有力な反駁は、多くの重要な産業自體が既に獨占

化されているという事實であろう。ソルター卿はまた強く獨占の弊害を認めているのである。しかし、

「私有企業も國有企業も放任すれば、それぞれの問題を露呈するのである。しかし私有企業の場合においては、從來少くも本質的缺點の救濟手段を見出さんがために、多くの強力な活動が實行せられて來たのであつた。就中、私有企業組織が好況時代と不況時代の間を大きくゆれ動き、不況に際しては大規模な失業を伴う傾向に對する矯正策に關する科學的な調査と、政治家、官僚、公衆に對するその後の教育とが重要な結果を見せた。それらは、一九四四年の連立内閣白書 The Coalition Government's White Paper of 1944 の中で協定政策の形で示されている。かくて今日では我々は、減退する國內需要のために生ずる失業を防ぐための多くの救濟策を知っている（十分な輸入原料を購入することの出来ぬことから生ずる失業は、不幸にして救濟策を有たないのであるが）。……いすれにせよ、私有企業組織の本質的な危險と缺陷に關連して、多くの活動が實行され、多くの進展が示されたことを述べておくことは正しい。

國有産業の持つ本質的な問題と危險も、同様に重要であり困難である。しかし何等の解決も見出されていない。それらの問題は政治關係學界のすべての研究者にとつて、長く問題とされて來たところであり、屢々議論されたものではあつたが。」

本書の編者であるロブソン教授も序文の中で述べているように、ソルター卿は本書の執筆者の中でただ一人、「幾らか異つた見解」 a somewhat different point of view を示してゐる人である。即

ち卿は、海外消費者の需要に應すべき産業は國有化に不適當であると、主張する。卿は私有企業における獨占の危險と缺陷を熟知しているのではあるが、一方公有企業の本質的危險と不利とが同様に十分な理解を得てゐるか否かについて疑問を懷いてゐる。就中卿は、商業的利益と損失の力強い刺戟 *powerful incentives* に十分に代替すべきものの必要を強調してゐる。卿はまた、全經濟における生産性の低下、高コスト並びに過剰人員の影響を惧れてゐる。……これに對してロブソン教授は、第十五章「總括的結論」の中で、二つの點を擧げて反駁してゐる。第一は社會世論の監視といふことである。

「餘り認識されていないが、國有化の生んだ變化の一つはその産業が社會世論の照明 *the limelight of public opinion* の中に持ち出されるに至つたことである。英國の新聞紙は從來鐵道や炭坑の經濟狀態に關心を示したことは少く、せいぜい關心のよせられるのはストライキが起つて作業中止の懼れがある場合ぐらいのものであつた。一般的にいえば、新聞紙の關心は死傷事故のよくな劇的事件とか休日の列車サービスといふような種類の事柄に限られていた。基礎産業 *basic industries* の一般的繁榮、その技術的狀態、價格と利潤、消費者の需要を満たす能力、労使關係、投資、對外競爭力——これらの重要な問題が全國の日刊紙によつても週刊紙によつても閑却せられて來たのである。今日では、これらすべての事柄が社會關心の對象であり、公社批判の機會であると認められてゐる。議會に對しても或る程度同様のことがいわれる。イギリス下院は、國有化された諸産業に對して、それが國

有化される以前にいだいていたよりも、甚だ大きな關心を示しているのである。

世論機關 *organs of public opinion* の關心の増大が、大規模な公有されたる經濟的獨占體を蝕む疾病に對する第一の豫防藥 *prophylactic* である。明敏にして知識ある世論が、怠慢、不活動、自己滿足、創意心の缺乏に對する最良の保障である。」

ロブソン教授の指摘する第二の點は、いわゆる「利潤と損失の刺戟」が實際にどのように働いて來たか、國有産業となつてからどのような變化を齎らしたかの點にある。

「石炭業は二十世紀を通じて最も經營の悪い重要産業であつた。炭坑の大部分における技術の立ちおくれ、投資の不足、計畫と科學的研究の缺如、坑夫の地位の破滅的な惡化、二十世紀を通じて一人當り平均出炭量の増進のないこと、炭坑主と組織勞動との毒としている猜疑と不信、一九二六年の不幸な炭坑ストライキとゼネラル・ストライキ、海外市場の喪失、一九三〇年の石炭法 *the Coal Act of 1930* によつて齎らされた制限的カルテルへの依存——これらの我々は如何に説明することが出来るのか？」（これが悪い經營の結果としてしか説明し得ないものである）本文組の筆者補筆）

そして、鐵道業でも「利潤・損失機構の強力な強制」「*powerful compulsions of the profit and loss system*」が鐵道業のサービスの向上を齎すことは出來なかつた。これ等の例が示すとおり、近代産業においては産業の所有と經營が全く分離してしまつてゐる。

のやおゆかひ、利潤の誘因 profit motive や産業の推進力 motive force ではないたのである——ロブソン教授は述べてゐる。上述の第一にロブソン教授が指摘するにいふては、この紹介文では觸れることが出來なかつたが、第八章『消費者の利害』、第九章『國有産業におけるパブリック・リレーションズ』並びに第五章『國有産業に関する政府の監督と議會に對する責任』が關係を有するものである。また第一の點について、第十一章『産業國有化における効率性とその測定』第十二章『科學研究と國有産業』を併讀すべきである。最後に、英國における國有化の特色を一層明瞭にするためには、第十四章『英佛における國有産業』で述べられてゐるハーネスの國有産業との比較が役立つであらう。

- (一) Ibid. Chapter XIII, *The Crux of Nationalization*,
by Rt. Hon. Sir Arthur Salter, M. P., p. 229
(a) " " p. 229
(b) " " p. 231
(c) Ibid. Chapter XV, *General Conclusions*, by
William A. Robson, p. 355.
(d) " " pp. 355—356

十、あとがき

本文三百六十餘頁にわたる『(英國)國有産業の諸問題』を、この短い文章で摘要紹介することは甚だ困難なことであつた。第一に多方面にわたる英國の國有化産業の實態そのものについて或る程度の理解と知識を前提とせねばならなかつた。第二に、多數の筆者のそ

れぞれの異つた見解があり、これに對する編者ロブソン教授の批評があり、更には本書を紹介せんとする私自身の書評的見解をも附加することを必要と考えられたからである。また私自身の英國の具體的事象への理解の不徹底から隔靴搔痒の憾みなきことを保しがたいのである。本文の讀者がロブソン教授編纂の原著の問題點に興味をいただき、進んで原著の詳細に當つてこれを今日の日本經濟の經營機構と對比されるならば裨益されるところが妙くないであらう。

本書の傾向は、本文の冒頭にも記したように「建設的批評」であると稱してよい。多方面にわかつて多くの問題點の所在と解明を通讀することによって、英國における今世紀の偉大なる實驗の大要を把握することができるであろう。本書を紹介するに當つて筆者は未知の多くの問題點を知り各章を興味深く通讀することが出来た。しかし國有化に對する批判としては、それは選ばれたる本書の各章執筆者の思想傾向に基因するのであらうが、稍々甘きにすぎる嫌いなしとしない。この意味において、イギリスの保守的な立場を代表するロノミスト誌の本書に對する批評の一節を附しておこう。これによつてわれわれは、英本國自身の中の國有産業に對して更に批判的な立場の人々のあることを知ることが出来る。

命にあると、繰返し主張している。この論著は、言外に國有化が近い将来に他の産業にも波及する可能性があるのではないかとあるが、信念の表明として比較的に控え目のものだ。ロブソン氏は英國國有産業の前途は一般的に見て有望であるばかりでなく、私有が存続した場合に想像せられる事態よりも「限りなく」“infinitely”遥まさしくと、主張している。

このよう誇張された結論にもかかわらずロブソン氏は、産業國有化の甚だ詳細にわたる諸問題や諸困難について、それらの多くはわれわれにとって事新しいものでないが、率直にして厳正な議論を展開している。しかし彼の胸中には産業國有化は必ずや成功すると考える信念があるために、主要な諸困難を深く追求することが出来ない。例えば、彼は戦前の公共企業體との根本的な差異を過少評価している。戦前のBBCや中央電力委員會The Central Electricity Boardにおいては政略から離れた政府の干涉を避ける一般の意見が基礎をなしており、それがために政府の監督を殆ど受けなかつたのであるが、戦後の巨人は(公社)の執掌する事柄は政治から離れることが出来ないのである。ロブソン氏は、日常の經營面における獨立と、重要方針に對する政策と監督との間に、「正しい」“correct”調和を保持し得るものと信じている。しかしこの信頼の寄つて立つといふは、多くの人々がその了解に苦しんでいる公共への責任 public accountability の問題に對する解決に基づいてくるのではなし⁽¹⁾。

更にヨコノミスト誌は、大戰後の英國の國有産業における實驗を有効に概観するためには、ロブソン教授編纂の本書と併ぐて、The

Economic Aspects of Nationalization in Great Britain
by A. M. de Neuman. Students' Bookshops. 52 pages (8s. 6d.) を讀むことを薦めている。同誌の批評によれば、ニューマン氏の著書は、ロブソン教授が樂觀的な見解のために觸れていない重要な問題を掘りあげている(但し解答は與えていない)。例えは、若し多くの經濟上の決定が、公社が今日用いんとしている非經濟的基本によつて計算せられるならば、生産性の上に如何なる結果を生ずるであろうか——というような問題をニューマン氏は提起している。

ニューマン氏の著書は、ロブソン氏のそれと對照的であつて、英國人自身にとつてや、斬新にして深い探求の試みられたものと見られてゐる。蓋し、ここに紹介した本書と共に併讀すべき著書と推薦される所以である。